

第14号様式（第8条関係）

（その1）



（令和4年分） 收支報告書

（ふりがな）

あきば たけとく こうえんかい
木火章 忠利 後援会

1. 政治団体の名称

2. 主たる事務所の所在地

広島県廿日市市玖島 3948-3

3. 代表者の氏名

木火章 忠利

4. 会計責任者の氏名

木火章 1991

事務担当者の氏名

木火章 いすか

（電話）

090-9068-9006

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
有 無	有 無		



5.3.15



0546

会計	開設	終了	報記
①	②	③	④

政治団体の区分

- 政党
- 政党的支部
- 政治資金団体
- 特定パーティー開催団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有 現職
公職の種類 参議院議員候補者等
- 無

資金管理団体の指定の期間

令和4年5月31日から
令和4年12月31日まで

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号
- 公職の種類 衆・参議院議員 現職 候補者等
- 公職の候補者氏名 木火章 忠利

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和4年5月1日から
令和4年12月31日まで

100/120

(その2)

○ 支 の 状 況 ○

1. 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②)			十億			百万	1	8	1	千	0	0	円
① (前年からの繰越額)													0
② (本年の収入額)									1	8	1	0	0
(2) 支出総額									1	8	1	0	0
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))													0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金額							員数						
		百万		千		円		百万		千		人		
						0								

(2) 寄附

ア 寄附の区分(イを除く)	金額							備考	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		十億		百万	1	8	1	千 0 0 0 円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附								0	
(ウ) 政治団体からの寄附								0	
小計 ((ア)+(イ)+(ウ)) (寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					1	8	1	千 0 0 0 円	
イ 政党匿名寄附								0	
合計(小計+イ)						1	8	1	千 0 0 0 円

(その7)

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 領	備 考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	1 8 1 0 0 0	
小 計 ((1)～(4))	1 8 1 0 0 0	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小 計 ((1)～(6))		0
合 計	1 8 1 0 0 0	※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で（ ）書すること。

(その14)

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 | 日

政治団体の名称

木火幸中利 後援会

会計責任者の氏名

木火幸一郎



代表者の氏名
(解散時のみ)

印

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

政治資金監査報告書

令和5年1月31日

秋葉忠利後援会

代表 秋葉 忠利 殿

登録政治資金監査人
三輪 将士
登録番号 第5871号

研修修了年月日 令和4年3月16日



1 監査の概要

(1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、秋葉忠利後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する收支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)この政治資金監査は、秋葉忠利後援会の主たる事務所において行つた。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1)法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3)法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4)法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

秋葉忠利後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上